## 平成30年度第9回八頭町農業委員会 議事録

- 1. 招集年月日 平成30年12月7日(金) 午後1時30分
- 2. 招集の場所 八東庁舎 第1会議室
- 3. 出席委員 農業委員

会長 12番 横山 和男

会長職務代理者 13番 小林 孝 14番 西村 辰寿

委員 1番 山根 祐一 2番 西田 悦子

3番 山嵜 幸臣 5番 綾木 晴子

6番 丸山 武 7番 河村 久雄

8番 田中 正則 9番 木原さち子

10番 谷尾 友枝 11番 宮本彰太郎

# 農地利用最適化推進委員

委員 野田 稔 荻原 晴雄 井上 善雅 栄田 正温 谷本 昭 永江 守弘 山本 知司 上月 清 前田 智 竹内 俊雄 保田 公範 松田 純一

藤田 克昭

- 4. 欠席委員 4番 田中 豊秋、安部 寛
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名 5番 綾木 晴子 6番 丸山 武
  - 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
    - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
  - 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
  - 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
  - 第7 その他

### 農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

### 6. 会議の概要

局長

本日の欠席は農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名です。 出席者数、農業委員13名です。定足数に達していますので平成30 年度第9回八頭町農業委員会を始めます。

議長 (会長)

(あいさつ)

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、5番 綾木 晴子委員、6番 丸山 武委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお 受けしたいと思います。

委員一同

(報告なし)

議長 (会長)

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相 続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題 ありませんでしたので受理しました。

報告 2 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 4 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号 16-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 16-1 について説明をします。

土地の所在地 下野地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 214 ㎡

所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人が高齢で耕作できないということで近くに居住されている譲受人が耕作するということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は管理機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載 された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の 下限面積20アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及 び農地基本台帳で確認した結果43アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長 (会長)

この件につきましては、10番 谷尾 友枝委員に事前調査をお願い していますので報告をお願いします。

谷尾委員

12月1日、譲渡人宅を訪問し聞取りを行いました。足が悪く近くの畑を耕作するのが精一杯とのことです。譲受人とは現地で面会し話を伺いました。申請地は家から道を挟んですぐ近くになります。休耕農地となっていたが、家から近いので耕作してみたいという意欲があり、今回譲り受けられました。他の農地もきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

#### 事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及 び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達すること について意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。

土地の所在地 集福地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 104 m<sup>2</sup>。

露天駐車場を目的とした転用です。

場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地 利用計画図は6ページに付けています。

理由につきましては、駐車場として整備し貸借したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は駅から300m以内の農地ということで、第3種農地です。 許可根拠は原則許可です。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく 適当と考えます。資力についてですが費用は発生しません。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、南側は宅地、西側は水路、北側は 道路です。隣接地に農地はありません。申請地は現状のまま利用され ます。雨水は自然流下で道路側溝に排水し、汚水排水は発生しません。 集福水利組合の同意も得られています。

日照、通風については、建物を建築しませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

### 議長 (会長)

この件につきましては、14番西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

### 西村委員

12月3日、前田推進委員と共に申請人に聞き取りをし現地確認を行いました。隣接地の住宅は10年前から空き家となっています。農地の耕作もされず、草刈管理のみをされています。

この度、住宅を貸してほしいという人があり、それなら駐車場も必要だということで、整備をしたいとのことです。

申請地は住宅と町道に囲まれた第3種農地です。宅地の中にある土地ですので、耕作も困難となっています。周囲にも駐車場として使える土地はありませんので、やむを得ないと考えます。

議長(会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成 30 年 11 月 28 日付けで、農用地利用集積計画の 決定を求められています。

議案書の7ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が更新 29 件、新規 3 件、合計 32 件です。 面積は田 74,310 ㎡、畑 15,012 ㎡、合計 89,322 ㎡です。

中間管理事業分は更新 39 件、新規 5 件、合計 44 件です。面積は田 192,591 ㎡、畑 2,730 ㎡、合計 195,321 ㎡です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしています。

議長 (会長)

通常の利用権設定分 受付番号 70-1 から 100-31 について審議を行います。

事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

事務局

(報告なし)

議長 (会長)

この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

横山会長

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで利用権設定分 受付番号 70-1 から 100-31 について申請どおり決定します。

続きまして受付番号 101-32 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 (会長)

それでは受付番号 101-32 について審議を行います。 事務局は補足説明がありますか。

事務局

借受人は貸出人の息子さんになります。来年1月から新規就農される予定です。耕作農地を明確にするために、親子で貸借契約をされるものです。

議長 (会長)

事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同

(報告なし)

議長 (会長)

この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで通常の利用権設定 受付番号101-32について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長 (会長)

続きまして中間管理事業分 受付番号 79-1 から 122-44 について審議を行います。

この件につきまして質問意見ありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 79-1 から 122-44 について申請どおり決定します。

以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終 了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より平成 30 年 11 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 81-1 から 127-47 について説明します。

先ほどの議案第3号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地190,761㎡を借受け希望のありました地域の担い手である5法人へそれぞれ8,506㎡、2,730㎡、128,285㎡、35,441㎡、1,234㎡、3名の担い手へそれぞれ10,539㎡、3,521㎡、5,065㎡配分するものです。また、農事組合法人が耕作されていた農地を、新規就農者へ1,793㎡配分変更をします。耕作者と鳥取県農業農村担い手育成機構との契約終了分については、引き続き同じ耕作者である1名の担い手へ2,357㎡と1法人へ5,448㎡再配分するものです。

議長 (会長)

この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、申請どおり決定します。

以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議 を終了します。

続きまして日程第7 その他について事務局よりお願いします。

事務局

- ●11 月委員会で審議した 5 条転用申請については、11 月 28 日付け で許可されました。
  - ●八東地域アンケート結果について
  - ●大規模法人による農地集約について

- ●農地白書について
- ●農地賃借料情報について
- ●新年会について
- ●次回農業委員会は1月11日(金)15時30分から船岡地区公民館 大集会室で開催します。

以上です。

議長 (会長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

河村委員

平成31年度の農業委員会予算の概要はどうなっていますか。必要によっては、委員会で要望していかなければいけないと思いますが。

事務局

農業委員会予算は、おおよそ人件費、旅費、需用費、負担金となっています。委員報酬については、平成30年度と同額です。旅費については3年に1回視察研修を行うということで、旅費を計上しています。

また、農地パトロールで、どのような所を遊休農地、非農地と判断しているのか確認、勉強も兼ねて写真を撮るためにカメラを購入予定としています。変更点としましては、そのようなところになります。

河村委員

分かりました。

議長 (会長)

農業委員会は町長に対して、要望といいますか意見書を提出することができます。その時に意見として入れていくこともできます。個人的には、中身は鳥取県農業会議の取り組み方針を骨子にしたいと考えています。概要を作成し、皆さんにお示しできればと思います。

その他意見、質問等ありませんか。

委員一同

(なし)

議長 (会長)

無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。 終了 (15 時 15 分)